

Title	保険史上に於けるコレギア
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.11 (1919. 11) ,p.1500(114)- 1510(124)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191101-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の事業は了りたれば暇を賜へ」と聖句を口にするであらう。

註(一) 『史考』Questions Historiques に「フオメタル・ホーン

ランツの騒動あり。

(2) 『古代國家論』は「希臘羅馬の祭儀法律制度研究」

を題し印歐種族に就ては第一頁に論及しあり。

(3) パスガ人の間に發見されたる夫婦間の關係を示す可

き銘記に就てはパヨム中學のコーラス教授の報告あり。

(4) ヴズヌマー氏の Les Loisirs d'un étranger au pays

basque 參照

(5) Formes élémentaires de la vie religieuse 巴里アル

カン書店發行。

(6) Esdras 第二章第一節。

(7) 巴里ヨカール書店より發行の答。

(8) Edouard Nashville 氏一九一四年發行の Archéo-

logie de l'ancien Testament に於て舊約全書の初五卷

を論じ顯微鏡的分析法は説明の助にはならぬと云へり

(9) ナヅイル前掲書一二三頁に曰く「埃及の航海者は數

は強風の時海水大面積に亘りて引き退き懸て風向の變

するや忽ち齋床を満すことを日撃した。」

(10) ライプニッツの尺牘はこの大哲學者のかゝる思想を

懷抱せることを明にせり。史學も言語學も三十年來ヲ

イプニッツの先見の明を示すに過ぎず。

保險史上に於ける

コレギア

園 乾 治

保險の起源及び如何なる種類の保險が最も早く成立したるかに就きては、從來屢繰返して論議せられたれども、論者によりて其立場を異にし、從て其見解も未だ一致する處を知らぬ有様である。或者は希臘羅馬又は其以前より海上保險等成立したりと主張し、又或者は専ら之が存在を中世以後にありと推論してゐる。斯かる紛糾錯雜の状態にありて、能くその孰れの所説を採り、孰れの主張を卻く可きか、こは容易に論斷し得る問題にあらず。吾人の今茲に些か叙述

せむと欲するものは、斯かる大問題に非ずして保險の發達を促進したる重要なる一原因、即ち人類は生來共同分擔の手段に依りて、災害の影響を緩和するの精神を有するものなる事に關して、古代羅馬に於ける史實の一端を辿り、以て原始保險の淵源を索むるに過ぎず。

凡そ人類の生活は「偶然」の支配を受け、その壓迫を蒙ること多きものである。文化の程度未だ低くして、天然を征服すること能はざりし時代に於ては、吾人は凡てその威力に壓倒せられその本質の何物なるやを闡明するを得ず、只管之を神聖視し崇拜の標的となしたるは、單に歴史上の事實にあらずして、今日尙未開種族の間に於て日月星辰雷電水火を神なりとする實例によりても、十分窺知するを得る。こは只天然に關する一事例に過ぎざれ共、此外社會的にも人為的にも、吾人は縱令如何に智識と經驗とを豊

富ならしめらるゝ事ありとするも、完全に「偶然」の支配より脱離することは到底不可能である。既に脱離すること能はずとすれば、之に處する途は明かに只一途「偶然」に對抗する方策の案出の外はない。而してその方法として、最も古くより採用せられたるものは、即ち「多數人の共同」である(小島昌太郎氏著保險と經濟四一―五頁)。彼の猶太民族の歴史前の傳説から、アダム・イブの神話の生ぜざりし幾千萬年の長き間、原始的森林の間に彷徨ふた、殆んど人類と稱し得ざる洞穴居住者は、集團的生活を經營して、襲撃を爲す猛獸に對する防衛を一層容易ならしめたるが如きも、共同扶助精神の發露の一である。

而して、保險とは經濟上に於ける偶然の支配即人生の不安定に對する共同準備の一である。半開未開の人類も、尙獸皮を以て身を蔽ひ、餘

剩食物を貯藏して、後日に備ふる事行はるゝはこれ寒氣と饑渴とに對する一種の豫備行爲にして、社會文化の進運に伴ひ、斯る豫備行爲は共に經營せらるゝこと益々頻繁となり、能く不安定なる經濟生活の壓迫に備へんとするものである。而して、この目的のために古代埃及に於ては、沙漠を横斷する猶太人團隊内に規約を設けて、偶然の事故より駱駝を失ひたる隊員の損害を贖金によりて填補する方法行れ又希臘に於ては、船主間にコイノニア *Koinonia* と稱する團體を作りて、損傷船舶の共力救済に資せりと云ふが如きは顯著なる事實である。更に羅馬に於ては、既に共和時代にあたり、斯かる思想は具體化されて、鞏固なる團體の需要となり、能く組織せられたる扶助組合の成立を促した。乃ち茲に主として論せむとするコレギア *Collegia* なるものは夫れである。

乍併、古代に於ける是等の豫備制度と、現代に於ける保險制度とは、その發現したる思想を同じくし、等しく共同して災害の影響を緩和せんとする目的に出たるものではあるが、此の故に兩者を以て同一基礎に立ち、現代の保險制度は、直ちに古代の豫備制度に起源を有するものなりと論ずることは、許容せらるゝものでは無い。彼の希臘に於けるコイノニアを海上保險なりとし、羅馬に於けるコレギアを生命保險なりと主張するが如きは、明に失當である。何となれば當時にありては、今日保險事業の確乎たる基礎をなす數理的研究を、全然排除して居たからである。今之をコレギアに就きて見るに、現在に於て生命保險業の數理的基礎を形成する所の、凡ての人と凡ての場所に適用せらる可き、死亡の法則に關しては、毫も顧慮する處がなかつたものである。由是觀之、未だ當時にありて

は何處に於ても、現代に見るが如き合理的保險なるものは存在して居なかつたのである。若し古代に於ける豫備制度を、保險なりと稱するとすれば、それは當に原始的保險制度と稱す可きものにして、現代の合理的保險制度とは嚴に區別す可きものと信ずる。勿論、人命に關する數理的的研究に就きては、彼のプリニー *Pliny* はベスパンアン *Vespasian* の國勢調査やアペニン山脈 *Apennines* ポー河 *Po* 間の人口調査を施行し、特に百歳以上の長壽者を明かになしたるが如くまたプラトウ *Plato* は此の點に關して「空氣新鮮なる地に長壽者多し」との言をなし、後世の學者ユウセピウス *Eusebius* の記述する處に據れば、羅馬帝國の分裂時代には、既に死亡表さへ出現したと云はれて居る (*Insurance Guide and Handbook, Supplement, p. 16*)。けれども之を以てしても、生命保險の起源は羅馬にあり

と論斷するは、餘りに早計に失するものと思ふ。蓋し、眞に合理的生命保險の基礎を形成する死亡表の完成は、遙かに之より後れたる第十八世紀の中葉の事に屬するからである。即ち非學理的なりし古代の豫備制度は、各人の一定保險料の支拂に對して、幾何の保險金を給付すべきかを知る能はず、爲めに凡ての人に對して保險料も保險金額も一定し、尙ほ多くの組合中にありては組合員を數個の階級に分つものもありたれども斯かる場合に於ても、同一階級内にては、組合員は年齢の差異如何に拘らず、同一額の保險料を徴收し、其保險金額も亦同一額に限られて居た。此の事實を以て見るも、古代の制度が如何に非學理的なるものなりしかを明にするこゝが出来ぬ。

遮莫、コレギア *Collegia* とは元來組合の意にして、二人或は夫以上の數人が一定の目的の爲

めに結合することを云ふものである。(Dictionary of Greek and Roman Antiquities. p. 278) 而して、一般に斯くの如き組合は、中央政府の權力薄弱なるか、又は全く存在せざる時、或は法制不備にして正義行れ難く、貧窮賑恤の制度設立せらるゝものなく、個人の利益十分確保し難き時代に於て、自然の勢として又必然に、組合組織の氣運は促進せらるゝものである。尤も血族の團結鞏固なるか、然らざるも國家の權力一時に勃興する時には、斯かる組合は到底起り得る餘地もなく、又起る可き必要にも接しないものである。そは兎に角、共和時代の羅馬にありては、斯かる組合に對して何等拘束する處なく、その設立は全然各人の自由意思に放任せらるゝの有様にして、勢ひ組合の組織せらるゝ數も増加し、又目的の範圍も漸次擴張せらるゝに至つた。かくて其勢力仲々侮り難きものあり、

ア・デクリオルム Collegia Decurionum は政治的コレギアである。(Dictionary of Greek and Roman Antiquities. pp. 278-9) 又コレギア・アルチフム Collegia Artificum 及びコレギア・メルカトルム Collegia Mercatorum は工匠及び商賈のコレギアにして、經濟學上興味多き研究の對象である。(Palgrave, Dictionary of Political Economy. pp. 320-1) 尙時代の經過は瀕りに新規のコレギア勃興を促して止まず、専ら埋葬を目的とするコレギア・フネラチカ Collegia Funeraria 及び社交を目的とするコレギア・ミニョルム Collegia Minorum の如き組合の發生はその一例である。而して最後に此處に叙述せんとするものはコレギア・テヌイオルム Collegia Tenuiorum にして、こは自由民及び時に或は奴隸をも包括する市民及び小富者階級の團體であつたものである。(A. F. Jack, op. cit., p. 16)

始めてケーザル Caesar 及びアウグスツス Augustus の時に及び、可及的その成立を制限して勢力を殺がんことを試み、特許主義を採用し、新に組合を組織せむと欲する者は豫め政府の特許を必要とすることゝなし、且つ容易に許可の指令を與へざる方針を探るに及んだ。(A. F. Jack, An Introduction to the History of Life Assurance. p. 17) 次ぎに、當時存在したるコレギアの種類に關しては、述ぶ可きもの殆んど枚擧に遑なき有様であるが、今其内重要なもの二三を列擧すれば、コレギア・ファブロールム Collegia Fabrorum 及びコレギア・ピストロールム Collegia Pistorum 等は現代に於ける會社や組合に類似し、コレギア・ポンチフム Collegia Pontificum コレギア・アウグルム Collegia Aurgurum 等は宗教的のコレギアにして、コレギア・クエストルム Collegia Quæstorum コレギ

コレギアの性質は前述せるが如く、本來一定目的の爲めに數人の結合するの謂なりしが、然かもその間みな多少の宗教的意義を帯びざるものは殆んど無く、僧侶の組合は勿論、工匠の組合も隣保の組合も、皆等しく組合員の息災と幸福を掌る守護神を有し、組合は其守護神の爲めに時々祭典を擧行し、供物を献納する等神威を和ぐる奉仕を、組合の一職務と做す習慣であつた。乍併、時代の推移は組合をして其行はるゝ範圍を擴張せしめ、宗教的意義は全然脱離すること能はざりしとは雖、漸次其特質は鮮明を缺ぎ稀薄となるを免れなかつた。コレギアは其主要なる職務を、一個人を以てしては到底埋葬を行ふこと能はざるが如き人々の爲に、之が費用を豫備する一事に存し、之が方法として死亡せる組合員の相續者に一定の金額を交付し、或は共同墓地又は墓碑を有して居た。(A. F. Jack,

op. cit., pp. 18-9)

乍併、眞のコレギア・テヌイオルム Collegia Tenuiorum なるものは、共同墓地又は墓碑を有するものではなかつた。その間の詳細なる事情は、其典型とも稱す可きラヌビウム Lanuvium のコレギアの記録を俟たば、明確に窺知するを得る。ラヌビウムを稱するはエピアン街道 Appian road に沿ひて羅馬を去る十哩の地にある一都邑にして、女神ジュノッ・ススピタ Juno Sospita の信仰地として有名なる處である。而して同地のコレギア Collegia cultorum Dianae et Antinoi は、羅馬人の宗教上に於ける凡ての行動中、最も重要な部分を占むる祭典を記念する目的にて、紀元百三十三年ハドリアン Hadrian 皇帝の治世に於て、ダイアナ Diana 及びアンチオノス Antonous を守護神として設立せられたるものである。現在に存続する該コ

レギアの紀元百三十六年の記録を見るに、組合は凡ての新加入者より大約一百ゼステルチ Sesterti or Sestices (凡そ十五志) の加入料と美酒一罇を納付せしめ、毎月五アセス Asses (凡そ五片強) の組合費を徴收する規定にして、會費滞納者は除名處分を行ひて爾後其要求に應せざる事とした。加入料として美酒を徴收することとは、頗る興味多き規定を設けたるものにして、これは蓋し古代羅馬一般に行れたる慣習に従て、組合員相會合して共同の祭典を擧げて守護神を犒ふ場合、神酒を供物とするの必要から出たものと思はれる。乍併、コレギアは毎月一回よりも多からざる程度に集會を催し、或は祭典や娛樂を行ふを唯一の目的とするものに非ずして、その眞の面目は組合員の死亡に際して葬費を支出することに存した。即ちコレギアは組合員中の死亡者に對しては、葬費 Funeraticium 三百

ゼステルチ (凡そ二磅五志) を支出して萬端の費用に充當し、其内五十ゼステルチを葬列の間に散じた。而して死者がラヌビウムより二十哩以内にある時は、通知に接すればコレギアより三名の代表者を派遣し、埋葬の終了後住民に報告を齎す例にして、詐欺は五倍の罰金を賦課して嚴重なる取締をなし、尙一名に就き二十ゼステルチを限つて、往復旅費として使用することを許されて居た。更に、若し死者二十哩以上を距る處にあり何等の通知をなさざる時は、葬儀を施行したる者は市民権を有する者七名の證人を立て、捺印を経たる證明書を送付すれば、葬費の支出を受くるを得た。遺言に對しては其效力を承認し、遺言をなさずして死せる者に對して葬儀の次第を住民相議して決定し、奴隸の死亡に際し主人其屍體の引渡を拒絶したる時は、半身像を飾りて葬儀を行つた (Watford, The Insurance

Cyclopaedia, Vol. I. pp. 406-7 A. F. Jack, op. cit., pp. 19-21) 尙、富裕なる市民の任意の寄附を受納して、コレギアの財政益々潤澤となりたる時に當りては、更に死亡者の遺族、乃ち寡婦孤兒の扶助をも併せ行ひ、漸次現代に於ける保險金支拂と同一の目的を帯ぶるものとなるに至つた。且つ今一つ現代の規約と類似せるは、自殺者に對しては葬費を支出せざる規定にして、自殺したる時は凡て組合に對して有する請求の權利を喪失するものとして居た。

羅馬の帝政時代はまた軍國主義萬能の時代であつた。羅馬は寔に當時世界第一の訓練を経たる軍隊、總勢二十萬を超ゆる兵力を擁して、宇内を睥睨し、四海を威壓して居たものである。而してこれ等の大軍隊は十七歳より四十五歳迄軍務に服す可き義務を負ふ市民より選拔せられ、歩兵一個聯隊は四千五百人、後に増加せられて

六千人によりて編制せられ、騎兵は富裕なる市民の青年子弟より任命せられ、各兵士は武器の練法に熟達し、訓練と力倆の兩者を具備す可き様獎勵せられて居た。而して羅馬の出征將軍に對する最大の敬意は、凱旋式舉行の名譽ある權利を享有せしむることにして、實際に於て屢盛大無比の壯觀が、市民を熱狂せしめたるは冷く史家の承認する所である。(R. L. Ashley, History of European Civilization, pp. 233-4) 然して政府が講じたる一般兵士の優遇方策なるものは、ドナチバ Donativa 乃ち時に隨ひ慰勞の贈與を行ひ、或は年金制度を設けたれども、資格制限によりて此の恩典に浴する能はざる多數の兵士を出して、十二分の功績を見ず、可惜、一將功成りて萬骨枯るの嘆が残つた。(A. F. Jack, op. cit., p. 23) 然るに、時、恰も一般市民の間にはコレギアの組織が奔濤の勢を以て流行す

るの時に會したれば、隨て軍隊の内部に於ても亦各種のコレギア盛んに組織せらるゝを見た。この軍隊内のコレギアは彼の Compagnonages に類似し、之が機關としては諸地方に支部を設け、其目的は衛戍地を交迭する兵士に旅費を支給し、退役者に一定の金額を給付するにありて、一種の老廢又は養老保險の性質のものであつた。

遮莫、羅馬のコレギアが如何なる程度迄、相互扶助を目的として形成せられたる團體なるやに就きて、從來諸學者の説く所を窺ふに、モムセン Mommesen はコレギア・テヌイオルム Cornicenses Tenuiorum とは、單に埋葬の場合に扶助の實を擧ぐるに止らずして、尙又其外の場合に於ても、假令輕重の差は存したれども、等しく扶助の行動に出でたる團體なりと論じてゐる。此主張に對しては賛成するもの多く、コレギア

は單に葬費の支出に就きてのみ唯一の使命を有するものに非ざることを承認してゐる。畢竟するに、單に葬費に就きて扶助をなすコレギア・フネラチカ Collegia Funeraticia は、コレギア・テヌイオルムの一小種類に過ぎず、反之、凡てのコレギア・テヌイオルムは悉くコレギア・フネラチカであると共に、亦此の以外に特殊の目的に對しても夫々活動をなしたものである。ロエニツヒ Loenig は、コレギアとは中流以下の階級に屬する者が、相互扶助の目的を以て構成せる團體にして、其活動方面は一ならずと云ひ、リベナム Liebanam は、是と殆んど同様の見解を持ち、疾病及び傷害に際して相互扶助を行ふものにして一般的の自助的結合なりと論じ、またラムバエシス Lambaesis の軍隊コレギアは各方面に亘れる相互扶助組合にして、一種の傷害及び生命保險なりとなしてゐる。更にグバウエル

Gebauer も亦同一の意見を抱懷し、一步を進めて、單に傷害及び疾病等に當りて組合員を扶助するに止らずとなし、又其埋葬費支出は死亡せる組合員の遺族の生活改善を目的とする保險金の性質を有すと主張してゐる。尙、彼は軍隊コレギアに就きても同様の見解を持ち、騎兵旗士 Cornicenses のコレギアに依りて組合員の死亡の際支拂る、五百デナリ Denarii は、その額は各人の自由意思を以て決せらるゝにあらずと雖、その内には遺族の爲めに支給せらるゝ金額の存することを認めてゐる。夫れのみならず、服役満期して退役する場合老兵に支給せらるゝを、老廢或は養老保險と同一意義に出でたるものなりと論じてゐる。乍併、グバウエルのこの所論に對しては、その支拂金額の小額なりし事實は、反對の證左に裏書するものにして、この事實を同氏の云ふが如く技術的基礎の薄弱なりしこと

に歸するも、尙十分の解説なりと云ふを得ない
彼等の目的とする所は、コレギア・テヌイオル
ムの如く葬儀費を支出することに存し、一種の
埋葬組合であつたに過ぎぬもので、其他に關し
て相違する點の存在するは餘り重要な性質の
ものでは無いのである。(A. F. Jack, op. cit.,
pp. 259) 此の一篇を草するに當つて直接間
接に指導を蒙つた書籍の中に於て、特に A. F.
Jack, an Introduction to the History of Life
assurance には負ふ所頗る大であつたことを附
記して筆を擱く。(八・一〇・一六)

賃銀制度廢止論(下)

加田 忠 臣

(四)

従業者に依る工場の民主的支配は産業に於け

る變化の最も明白な表徴である。然しこれのみ
を以て賃銀制度を滅亡させることは出来ない。雇
主は其工場の支配を其労働者又は職工組合に委
つて尙ほ且つ現状の如く其利子、利潤並に地代
を其掌中に收めることが出来る。労働者は工場
の管理を掌握してのみ其支配を民主化すること
が出来るので、さもなければ彼等は賃銀制度を廢
止することも、又産業を社會化することも出来
ない。

生産の管理は目的としても手段としても重要
である。そは吾々が建設せんとする産業自治組
織の精隨であり、産業自治を建設する中心的手
段である。

生産管理が目的の一部分であるのは詳言する
までもない。そはギルド組織が依て建てる産業
自由の全思想から自然的に必然的に湧出せし思
想である。ナショナル・ギルドの中心思想は産

業自治であり、其觀念は生産過程の民主的管理
に其第一義的表現を見出さなくてはならぬ。故
に従業労働者に依る工場の管理はナショナル・
ギルドの全建築の礎石である。

生産の管理は目的の一部分として重要なもの
であるから又手段としても其を輕視することは
出来ぬ。ナショナル・ギルドは生産者が其民主的
組織に依つて資本家官僚の地位に代り得る様に
適應し、現在行へる管理を一層有効にするに従
つて實現し得べきものである。現状に於ては資
本家が經濟生活に於ける生産並に交換の兩方面
を其権力に依つて支配して其地代、利子並に利
潤を獲得するのであるが、そは多く直接資本家
の手に依つて其業務が進行するのではなく、資本
家以外のもので彼等の爲に働くものに依つてな
さるのである。そは産業の獨裁的管理であ
る。

、労働の産業的組織の第一歩は工場組織である
而して、職工組合の工場に於ける勢力が増大し
て來ると、労働者が其大攻勢を取る所は工場に
於てである。この範圍での問題は月給取階級サラリアンを
其資本主義に於ける隸屬から職工組合の一分子
とすることである。斯くの如き工場、鑛山等に
於ける資本家獨裁主義に對する攻勢はナシヨナ
ル・ギルド主義者の宣傳の第一線に起つたもの
であつた。而して集産主義者其他はかゝる政策
は利子、利潤並に地代の根底に對して何等の變
化をも及ぼすことを得ず、又ナシヨナル・ギルド
の政策の根本的弱點なりとして攻撃せられたが
私は以下之に答へたいと思ふ。

萎縮した階級は衰亡すべきである。人類社會
に於ける階級の勢力は終局其特殊機能の遂行に
依るものである。勿論其機能には社會的に有用
のものも然らざるものもある、反社會的機能も